

阿賀野市告示第64号

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する
要綱

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱（令和元年阿賀野市告示第14号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

2 前項の世帯の申請において、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員1人につき30万円を加算する。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

〈申請者〉

住 所 阿賀野市.....

氏 名

電話番号.....

阿賀野市移住支援補助金交付申請書

阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

交 付 申 請 額	金	円
-----------	---	---

2 申請する移住の要件（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は、同時に移住した家族の人数（申請者を含めない）	人
					家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
補助金の種類		就業		起業		テレワーク

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「阿賀野市移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙1「移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、阿賀野市に居住し、かつ、就業・起業する意志について	A. 意思がある	B. 意思がない
（2人以上の世帯の場合は世帯員がいずれも）暴力団等の反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない
（就業の場合のみ記載）就業先の法人の代表者、取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載）阿賀野市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

※各種確認事項のB.に該当した場合は、補助金の交付対象となりません。

4 転入前（移住元）の住所及び転入年月日

住 所	〒		
転入年月日	年	月	日

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ）

期 間	就 職 先	就 業 地

6 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ）

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	

■ 添付書類

【必ず必要な書類等】（□にチェック）

- ①顔写真付き本人確認書類の写し
- ②別紙1（誓約事項、個人情報取扱い）
- ③移住元（転入前）の住民票除票の写し（2人以上の世帯の申請の場合は、世帯員全員分）

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- ◆雇用される者として東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ④東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
※就業証明書を発行してもらえない場合、法定の退職証明書及び離職票でも可
- ◆個人事業主等で、東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた場合
 - ⑤開業届出済証明書等（移住元での在勤地を確認できる書類）
 - ⑥個人事業等の納税証明書（移住元での在勤期間を確認できる書類）
- ◆東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した場合
 - ⑦卒業証明書等（在学期間や卒業校を確認できる書類）
 - ⑧東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- ◆要件を満たす就業をした場合
 - ⑨就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日等を確認できる書類）
- ◆要件を満たす起業をした場合
 - ⑩起業支援金の交付決定通知書の写し
- ◆テレワークの要件に該当する場合
 - ⑪所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）
- ◆2人以上の世帯である場合
 - ⑫転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）

--

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市移住・就業支援事業における移住支援補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。